

# 個人情報保護規則

## 第 1 章 総 則

### ( 目 的 )

第 1 条 この規則は、会社が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることを目的とする。

### ( 定 義 )

第 2 条 本規則における用語の意義は、個人情報保護法(平成15年法律第57号)に定めるところによるほかは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 情報主体

一定の情報によって識別される、または識別され得る個人をいう。

(2) 個人情報保護統括管理責任者

個人情報保護管理責任者を統括する権限を有する者をいう。

(3) 個人情報保護管理責任者

個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

(4) 個人情報保護管理者

個人情報保護管理責任者によって選任され、会社において個人情報保護計画等に基づく個人情報保護のための業務について、統括責任と権限を有する者をいう。

(5) 個人情報取扱担当者

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表を保管・管理等する担当者をいう。

(6) 担当者

日常業務上、個人情報を取り扱う担当者をいう。

(7) 個人情報保護計画

個人情報を保護するための方針、組織、計画、実施、監査及び見直しを含むマネジメントシステムをいう。

(8) 役職員

会社の役員及び会社の指揮・監督のもとで就業する者で、賃金、給料等が支払われる者並びに会社の指揮・監督下にある派遣労働者をいう。

### (対象となる個人情報)

第 3 条 この規則は、会社が収集し、保管する全ての個人情報について適用する。

### (適用範囲)

第 4 条 この規則は、会社の取扱う個人情報に接する役職員に適用する。

(会社の責務)

第 5 条 会社は、個人情報保護方針及び個人情報保護規則の定めるところに従い、個人情報保護体制を整備し、個人情報保護に必要な措置を講ずる。

(個人情報保護体制)

第 6 条 個人情報保護体制を構成する組織は、別表のとおりとする。

(個人情報保護管理責任者)

第 7 条 個人情報保護管理責任者を、会社に 1 人置く。

2. 個人情報保護管理責任者は、自社内の情報収集部門に 1 名以上の個人情報保護管理者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせることができる。
3. 個人情報保護管理者は、必要な人数の個人情報取扱担当者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせる事ができる。

## 第 2 章 個人情報等の取扱い

(収集の原則)

第 8 条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(利用目的の明示、通知、公表)

第 9 条 情報主体から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該情報主体の個人情報を取得する場合は、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ、情報主体に対し、その利用目的を明示しなければならない。

2. 前項に定める方法以外の方法で当該情報主体の個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、情報主体に通知し、または公表しなければならない。
3. 情報主体以外の第三者から個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、情報主体に通知し、または公表しなければならない。
4. 前三項の定めは、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を情報主体に通知し、または公表することにより情報主体または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を情報主体に通知し、または公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を情報主体に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第10条 特定な機微な内容を含む個人情報の収集、利用または提供を行わないものとする。ただし、当該情報の収集、利用または第三者提供についての情報主体の明確な同意がある場合、法令に特段の定めがある場合または司法手続上必要不可欠である場合については、この限りではない。

(利用目的の特定)

第11条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

(利用目的の変更)

第12条 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

2. 前項に基づき利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、情報主体に通知し、または公表しなければならない。ただし、第9条第4項各号に該当するときは、その限りではない。

(利用目的外の取扱い)

第13条 あらかじめ情報主体の同意を得ないで、当初の利用目的またはこれと相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲の利用目的を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2. 合併その他の事由により個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ情報主体の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
3. 前二項の定めは、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の廃棄)

第14条 不要になった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

### 第 3 章 個人データの管理

#### (従業者の監督)

第 15 条 個人情報保護管理責任者は、その従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (委託先の監督)

第 16 条 個人情報保護管理責任者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 個人情報保護管理責任者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託先と、個人情報に関する秘密保持、再委託に関する事項、事故時の責任分担並びに契約終了時の個人情報の返却および消去その他につき定めた契約を締結するものとする。

#### (データ内容の正確性の確保)

第 17 条 個人情報保護管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

#### (安全管理措置)

第 18 条 個人情報保護管理責任者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (第三者提供の制限)

第 19 条 個人情報保護管理責任者は、第 13 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2. 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
3. 個人情報保護管理責任者は、第三者に提供される個人データについて、法の定める手続きに従いオプトアウト方式をとる場合は、前項の定めにかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

第 4 章 自己情報に関する情報主体からの諸請求に対する対応  
(体制の整備)

第 20 条 個人情報保護管理責任者は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるとともに、それを達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

2. 前項の趣旨を達成するために、個人情報保護管理責任者は、情報主体からの苦情および相談を受け付ける窓口を設置するとともにその責任者を任命し、個人情報に関する情報主体から諸請求への対応を行うものとする。

(保有個人データに関する事項の公表)

第 21 条 個人情報保護管理責任者は、保有個人データに関し、法に定める事項につき、情報主体の知り得る状態（情報主体の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）に置かななければならない。

(情報主体からの諸請求への対応)

第 22 条 個人情報保護管理責任者は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、情報主体に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、法に定めのある場合は、この限りでない。

2. 個人情報保護管理責任者は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データの開示（当該情報主体が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、情報主体に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、法に定めのある場合は、この限りでない。
3. 個人情報保護管理責任者は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除（以下この条において「訂正」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の定めにより特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
4. 個人情報保護管理責任者は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データが法第 16 条の定め違反して取り扱われているという理由または法第 17 条の定め違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、法に定めのある場合は、この限りでない。

5. 個人情報保護管理責任者は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データが法第23条第1項の定め違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、法に定めのある場合は、この限りでない。
6. 個人情報保護管理責任者は、前五項につき、情報主体から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、情報主体に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第23条 個人情報保護管理責任者は、前条第1項乃至第5項の開示等の求めに関し、次の各号に掲げる事項を定め、それを情報主体の知り得る状態に置くものとする。

- (1) 開示等の求めの受付先
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面
- (3) 開示等の求めをする者が情報主体またはその代理人であることの確認の方法
- (4) 保有個人データの利用目的の通知、または保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

( 附 則 )

1. この規則は、平成17年 4月 1日より制定実施する。
2. この規則は、平成24年12月21日より改定実施する。

個人情報保護体制組織図

